

応 募 要 項

令和6年2月9日

戦略・組織グループ総務担当庶務班

1. 件名

令和6年度一般乗用旅客自動車(タクシー)の供給

2. 目的

一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給契約を締結する全ての法人で利用可能な共通タクシー乗車券（以下「共通タクシー乗車券」という。）を所持する者をタクシーに乗車させ、目的地までの運送を行わせることを目的とする。

3. 事業概要

旅客の運送

4. 公募期間

令和6年2月9日（金）から令和6年2月20日（火）

17:00 までに下記提出先必着分

5. 契約形態等

請負契約

6. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度デジタル庁競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の資格を有する者であること。
- (4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。) であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 上記(1)～(6)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

7. 応募条件

(1) 特別区・武三交通圏の認可法人であること。

(2) 24時間配車可能な車両を1, 200台以上保有していること。

(3) デジタル庁契約担当官等が契約する全ての法人で使用可能な共通タクシー乗車券を無償で契約担当官等に提供できること（公募公告により契約担当官等が契約する全ての法人間で協議し、契約担当官等が提示するサンプルを参考に作成のうえ、提供すること。）。

(4) (3) の乗車券の使用による手数料がかからないこと。

(5) 月毎の支払いが可能なこととし、請求書は月単位で作成すること。

(6) 接客態度、運転技術に優れ、安全且つ的確に目的地まで運行できること。

8. 契約者の決定方法

提出書類を期限までに提出し、上記6. 及び7. に掲げた資格及び条件を満たす全ての者と契約する。ただし、契約締結はするが使用を確約するものではない。

審査結果は、令和6年2月22日（木）17時までに全者に連絡する。

9. 調達予定時期

令和6年4月1日

10. 成果物

当庁が別途定める期限までに共通タクシー乗車券を納入すること。

11. 応募提出書類

- (1) 参加申請書（別添様式）
- (2) 誓約書（別記）
- (3) 上記7. (1)～(3)について確認可能な資料（写し可）
- (4) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (5) 見積書

12. 応募書類提出先

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町20階
デジタル庁戦略・組織グループ総務担当庶務班 宛て

13. 問合せ先

デジタル庁戦略・組織グループ総務担当庶務班 新井
電話番号：070-7416-9911

14. その他

- (1) 申込及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要する。
- (3) 利用料金の請求方法
・毎月1日から末日分の利用料金をとりまとめ、請求書を発行すること。

- ・請求書ごとに請求明細書を発行し、請求明細書には、乗車月日、共通タクシー乗車券番号、利用料金、有料道路通行料及び有料駐車料金を記載すること。
- ・請求書、請求明細書及び共通タクシー乗車券を別途指定する送付先に送付すること。
- ・請求内容に疑義が生じたときは、当庁から照会する。

(4) 留意事項

本件に参加するために生じる一切の費用は、参加者の負担とする。